

パートナー制度契約書

株式会社TECO Design(以下「甲」という)は、

(以下「乙」という)による甲へ顧客の紹介に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条(顧客の紹介)

乙は、甲に対して顧客を紹介し、別紙に定める甲の提供する商品又はサービス(以下「本商品」という)の取次を行う。

第2条(紹介業務の内容)

1. 乙が顧客に対し紹介する本商品の価格等については、甲乙別途協議し対象を定めるものとする。
2. 乙は甲に対し顧客の紹介を行い、顧客に対する本商品の提供は甲の責任において行うものとする。
3. 本商品の提供については乙より甲へ発注書等で依頼を受けた後、当該業務を開始するものとする。

第3条(契約関係)

甲は、甲の責任と費用において、顧客に対し、商品売買契約、役務提供契約、その他の契約に基づく義務を履行するものとし、当該債務の履行に対する売買代金債権、役務提供料金債権、その他一切の債権の回収も甲の責任において顧客から回収するものとする。

第4条(契約期間)

本契約は本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

第5条(取扱手数料)

【顧客より甲に直接ご入金いただく場合】

1a. 甲は乙に対し、本商品の提供に対して顧客が甲に支払った税抜価格の10%の取扱手数料を支払うものとする。ただし、乙が希望する場合は、乙への取扱手数料の支払いに代えて、顧客が甲に支払う税抜価格より取扱手数料分を差し引いて本商品を提供するものとする。なお、甲乙協議のうえで、商品又はサービスによって取扱手数料の価格や料率などを個別に設定することがある。

2a. 前項の取扱手数料は、乙が指定する口座に銀行振込で支払うものとし、送金手数料は甲の負担とする。取扱手数料の支払期日は、顧客が甲に対し入金をした日が属する月の翌月末日(甲に対する顧客の支払が複数回にわたる場合は初回の入金をした日が属する月の翌月末日)とする。

【顧客より乙を通してご入金いただく場合】

1b. 顧客は乙に対し本商品の全額を支払い、乙は甲に対し税抜価格の10%の取扱手数料を差し引いた額を支払うものとする。ただし、乙が希望する場合は、顧客は直接甲に本商品の代金を支払うことができ、その際の代金は本商品の全額より取扱手数料分を差し引いた額とする。なお、甲乙協議のうえで、商品又はサービスによって取扱手数料の価格や料率などを個別に設定することがある。

2b. 前項での商品又はサービス料については、甲が指定する口座に銀行振込で支払うものとし、送金手数料は乙の負担とする。支払期日は、顧客が乙に対し入金をした日が属する月の翌月末日(乙に対する顧客の支払が複数回にわたる場合は初回の入金をした日が属する月の翌月末日)とする。

3. 取扱手数料の対象となるものは、本商品の範囲内とする。

4. 甲と顧客の間で新たに取引を開始した商品又はサービスは、本商品と類似しない限りは取扱手数料は発生しないものとするが、疑義が生じたものについては甲乙別途協議のうえ、取扱手数料の対象となるか否かを決定するものとする。

第6条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の経営内容その他本契約に定める業務に関連する一切の情報(以下「秘密情報」という)を、善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約又は個別契約を履行するために必要のある役員及び従業員その他自己

の業務に従事している者(パート社員、派遣社員を含むがこれに限らないものとし、以下「従業者」という)以外の者に漏洩又は開示してはならないものとする。なお、次の各号の情報については、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの。
- (2) 開示を受けたときに既に自己が知得していたもの。
- (3) 開示を受けた後に自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。

2. 甲及び乙は、本契約及び個別契約に定める権利の行使及び義務の履行以外の目的で、秘密情報を使用、流用及び複製しないものとする。

第7条(契約解除)

1. 当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、相手方は相当期間を定めて違反状態を是正するよう催告をし、当該期間内に違反状態が解消されなかったときは、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。
2. 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相手方に対し、1ヶ月前までに書面で予告することにより、本契約を解約することができる。

第8条(協議)

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第9条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関して当事者間に紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(以下余白)

甲と乙は、本契約の成立を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

甲：

所在地 東京都新宿区矢来町114 高橋ビル2階

事業所名 株式会社TECODesign

代表者 代表取締役 杉野 慎 (印)

乙：

所在地

事業所名

代表者 (印)

甲の提供する商品又はサービス

下記クラウドサービスの導入支援

1. freee人事労務
2. freee勤怠管理Plus
3. freee会計
4. マネーフォワード クラウド給与
5. マネーフォワード クラウド勤怠
6. マネーフォワード クラウド人事管理
7. マネーフォワード クラウド社会保険
8. マネーフォワード クラウド会計
9. マネーフォワード クラウド経費
10. Touch On Time
11. KING OF TIME
12. HRMOS勤怠
13. ジョブカン勤怠管理
14. ジョブカン労務HR
15. ジョブカン給与計算
16. Bizer team
17. KiteRa
18. オフィスステーション
19. SmartHR
20. jinjer給与
21. jinjer勤怠管理
22. jinjer人事管理
23. oplus
24. その他本契約締結後に新たに甲が取り扱いを開始するクラウドサービス